資料１

会議録（2026年度　第１回愛知県事業評価監視委員会）

【日時】2026年9月8日（火）　午後１時 30 分～午後４時30 分

【場所】愛知県本庁舎６階　正庁

【出席者】

（委員）	岡田委員、北野委員、木全委員、小谷委員、 鈴木委員、西村委員、本橋委員
（県建設局）	技監、建設企画課担当課長、道路建設課担当課長、
（県都市・交通局）	都市整備課担当課長、港湾課担当課長
（県農林基盤局）	農林総務課農林技術管理室長、農地整備課担当課長

【内容】

１　開会

２　議事

（１）２０２６年度愛知県事業評価監視委員会の予定について

（２）審議対象とする事業及び抽出方法について

（３）第２回委員会審議対象事業の抽出について

（４）対象事業の審議について

【事前評価】

・街路事業　都市計画道路武豊港線（金下工区）（知多郡武豊町）

【再評価】

・道路事業　一般県道蒲郡碧南線（江原細池工区）（西尾市）

・道路事業　一般県道蒲郡碧南線（細池菱池工区）（西尾市）

・街路事業　都市計画道路武豊港線（知多郡武豊町）

・農業農村整備事業　三郷地区（豊橋市）

・農業農村整備事業　諸桑地区（津島市、愛西市）

【事後評価】

・港湾事業　衣浦港東浦地区（知多郡東浦町）

３　閉会

資料1

(1)2026年度愛知県事業評価監視委員会の予定について

県	事務局から説明
［結論］事務局原案を了承する。	

(2)審議対象とする事業及び抽出方法について

県	事務局から説明
［結論］事務局原案を了承する。	

(3)第2回委員会審議対象事業の抽出について

県	事務局から説明
抽出委員	第 2 回抽出案について説明 事前評価事業については、再評価及び事後評価に優先して抽出するという考え方に基づき、公営住宅等整備事業である大脇住宅及び松ヶ丘住宅の 2 事業を抽出した。 事後評価については、砂防等事業の事後評価対象が大草沢地区のみであったことから、当該事業を抽出した。 再評価については、交通安全対策事業、道路事業及び砂防等事業の中から、事前評価及び事後評価で抽出した事業とのバランスを考慮して選定した。 交通安全対策事業では、過去に審議実績のない事業に着目し、類似する事業の中から事業延長の長い一般県道田原豊橋自転車道線を抽出した。また、市街地内における交差点改良事業であり、事業期間及び事業費の変化が大きい主要地方道名古屋豊田線についても抽出した。 道路事業については、いずれも無電柱化事業で過去に審議済みであることから、進捗率が低く、隣接する工区として一体的に整備を進めている一般県道碧南半田常滑線の 2 工区を一括審議案件として抽出した。 砂防等事業については、いずれも過去の審議実績はなかったが、事業期間及び事業費の変化が大きく、進捗率も低い老平地区を抽出した。 以上の結果、公営住宅等整備事業、交通安全対策事業、道路事業及び砂防等事業について、事業種別のバランスを考慮した抽出となった。第 2 回委員会の審議対象事業としては、事前評価は、1 番・2 番の 2 事業、再評価は、一括審議含め 1 番・7 番・9 番・10 番・15 番の 5 事業、事後評価の 1 事業を審議対象として提案する。
［結論］抽出委員の抽出案を了承する。	

資料１

（4）対象事業の審議について

対象事業の審議-事前評価① 街路事業 都市計画道路武豊港線(金下工区)
再評価③ 街路事業 都市計画道路武豊港線(1期工区)

県	都市整備課から評価調書（案）の説明
委員	（1期工区）工事費の増額が大きいため詳細に説明して欲しい。
県	工事費の増額を一般部と鉄道交差部で分けて精査しており、道路築造費は0.7億円の増額で物価高騰によるもの。公共施設管理者負担金は2.7億円の増額。電線共同溝の一般部は1.1億円の増額、鉄道交差部は1.0億円の増額で物価高騰や施工効率の低下によるもの。踏切移設は2.8億円の増額で鉄道事業者との協議により施工方法等が確定し増額したもの。
委員	（1期工区）用補費の減額の理由は。
県	精査によるもの。
委員	（1期工区）踏切移設の金額が大きく変動しているがなぜか。
県	第2回再評価までは見込みの金額であったが、第2回再評価後に鉄道事業者と協議を行い、具体的な施工方法が確定したためである。
委員	（1期工区）踏切移設の当初見込みが甘かったのでは。
県	事業費算定時には同様な事例が無く、見込みで計上した。
委員	（金下工区）ラウンドアバウトにすると用地補償費が大きくなるが、何故ラウンドアバウトなのか。
県	買収面積は大きくなるが、公安協議により信号処理が不要となるラウンドアバウトに決定している。
委員	（金下工区）信号設置が難しい理由は。
県	国道の信号交差点と近接することになるからである。
委員	（金下工区）事業評価調書にラウンドアバウトの説明を記載した方が良いのではないか。
県	「事業の必要性」に記載する。
委員	（1期工区）公共施設管理者負担金の金額が大きいため、事業評価調書に記載した方がよいのではないか。
県	「計画変更の推移」に記載の検討をする。

委員	（金下工区）歩行者の安全性は、信号交差点よりラウンドアバウトの方が劣るのでは。
県	信号交差点の方が車両を停止させる効果は高いと考えられるが、ラウンドアバウトで横断歩道を設置するため、歩行者の安全性は確保される。
委員	（金下工区）踏切から国道までの待ち行列によるラウンドアバウトへの影響はないか。
県	具体的な数値として持ってはいないが、交通量や踏切遮断時間から渋滞はないと考えている。
委員	（両工区）交通量が変化するわけではないため、旅行速度の効果は出ないのでは。また、センサスのデータではなく、踏切から国道交差点までの区間の旅行速度を検討すべきでは。
県	現状は歩道のない道路であり、歩行者が通行している場合、車が歩行者を避けるため減速し、旅行速度は低下している。整備後は歩道が設置されることから旅行速度の向上が見込まれると考えている。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

道路･街路事業の費用対効果(B／C) 算出方法

県	道路建設課から道路・街路事業の費用対効果（Ｂ／Ｃ）算出方法の説明
委員	3 便益が主たる目的ではない事業とは何か。
県	橋梁の老朽化対策等である。
委員	維持管理費の費用はどのように算出しているか。
県	道路種別毎の過去 5 年間の維持管理費を平均して算出している。
委員	社会的割引率は､4%で変わらないか。
県	変わらない。
［結論］道路・街路事業の費用対効果（Ｂ／Ｃ）算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価①② 道路事業評価 一般県道 蒲郡碧南線(江原細池工区･細池菱池工区)

県	道路建設課から再評価調書（案）の説明
委員	（江原細池工区） H27 センサスの混雑時旅行速度が事前評価時と今回の再評価時で異なっているので正しい値を確認し記載すること。

資料１

県	記載の内容を確認する。
委員	（細池菱池工区）混雑度の値が、説明資料と再評価調書とで異なっているため、正しい値を確認し記載すること。
県	記載の内容を確認する。
委員	（江原細池工区）「事業の効果の変化」で B/C が下がっているため「B 判定」とあるが、B（便益）から C（費用）を差し引くと大きく上昇していることから「A 判定」としてはどうか。
県	「A 判定」に修正する。
委員	（江原細池工区）事業期間の延伸理由に、占用者協議による施工計画の見直しとあるが、前回の評価時以降に生じた内容か。
県	橋梁上部工事において、具体的な施工方法を検討した結果、ガス管への影響が判明したものであり、前回評価時以降に生じた内容である。
委員	（両工区）事業期間の延伸の理由に、「不測の日時を要した」と記載されているが、具体的な理由があるため表現を工夫してはどうか。
県	修正する。
委員	物価上昇による事業費の増額が江原細池工区と細池菱池工区で増額金額が違う理由は何か。
県	残事業費の違いによるものである。
委員	（両工区）貨幣価値化困難な効果として、地震対策アクションプランに位置付けられた事業であれば、その旨を評価調書に記載してはどうか。
県	記載する。
［結論］再評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

農業農村整備事業の費用対効果(Ｂ／Ｃ) 算出方法

県	農地整備課から農業農村整備事業の費用対効果（Ｂ／Ｃ）算出方法の説明
［結論］農業農村整備事業の費用対効果（Ｂ／Ｃ）算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価④ 農業農村整備事業 三郷地区

県	農地整備課から評価調書（案）の説明
委員	用水路と排水路はどのような構造に整備するのか。

資料１

県	用水路は全線をパイプライン化し、排水路は現況と同じ開水路で整備する。
委員	事業内容がわかりにくいため、概要書にもう少し詳しく記載すること。
委員	事業進捗が遅れているが、他事業の工事と同調施工が必要な区間において、具体的にどのような調整が必要となったのか。
県	本事業は、区画整理と末端の用排水路の整備を行うものであり、他事業で地区内に水を供給する幹線用水路と地区外へ排水する幹線排水路を整備する計画としている。これらの工事場所は近接することから、同調して工事を行う必要があり、耕作者との調整や道路管理者との協議に時間を要した。
委員	調書に具体的に記載をすること。
委員	作物生産効果と災害防止効果が増加したのはなぜか。
県	どちらの効果も、物価上昇に伴い作物単価が上昇したことと、効果算定に使用する諸係数が上がったことから、効果額が増加している。
委員	農業関連資産の災害防止効果が上昇した理由に、作物単価は関係あるのか。
県	農業関連資産には、被害を受ける農作物も含まれているため、作物単価が上昇すると災害防止効果も増加する。
委員	作物生産効果だけでなく、災害防止効果が増加した理由についても評価調書に記載すること。
委員	費用対効果（Ｂ／Ｃ）が 1.0 を超えているものの、比較的小さいため、貨幣価値化困難な効果が記載されているのはよいことである。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-再評価⑤ 農業農村整備事業 諸桑地区

県	農地整備課から評価調書（案）の説明
委員	貨幣価値化可能な効果で、災害防止効果の算定方法が確立されたとあるが、どういうことか具体的に説明してほしい。
県	国から具体的に貨幣価値化可能な効果の計算方法が示されたためである。用水を田んぼに張ることで地下水かん養効果が期待できる。本地区は法令等で地下水の採取が規制されている地域であるため、地下水かん養によって地盤沈下の発生を抑えることができる。国が計算方法を明確にしたため、今回新たに災害防止効果として計上したものである。
委員	計上すべき効果であるため、調書に具体的に記載すること。

委員	2016 年から事業開始して 10 年が経過し、約半分まで進捗しているが、事業完了までの 5 年間で残りの半分を進めることができるのか。
県	地区内の 1 級市道の区間で、地元から通行止めの箇所を限定するよう要望があったため事業が進捗しなかったが、当該区間は 2025 年度に完了することができたため、今後は事業進捗が伸びて完了する見込みである。
委員	例えば「○年までは○○で進まなかったが、△年以降は△△のため進捗が見込める」といったように、完了見込みを具体的に記載すること。
委員	事後評価の評価内容について「施設の維持管理状況を確認」と記載があるが、具体的にどのようなことを確認するのか。
県	工事完了後の破損による補修状況を確認する。破損が発生しなくなることで農業用水が安定的に供給されることを確認する。
委員	調書に具体的に記載をすること。
委員	作物生産効果が 2 倍になっているが、作物単価や純益率が理由でそれくらいあがるのか。作物単価は倍になっているのか。
県	作物単価は 2 倍になっていない。本地区の実施による農振白地の効果を計上できるが、前回評価時に農振白地の面積を効果算定に含めていなかった。今回、白地を含めたことで作物生産効果が上がっている。
委員	算定要因の農地面積は減っているが、今の話であるなら増えるのではないか。
県	算定要因の数値には白地が含まれている。効果額の計算の中で未計上であった。
委員	この旨記載したほうがよいのではないか。
県	分かるように記載する。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 港湾事業 衣浦港東浦地区

県	港湾課から評価調書（案）の説明
委員	2024 年度の多目的広場の利用人数が少ない理由は何か。
県	2024 年度の利用人数が少ないのではなく、2022 年度及び 2023 年度の利用人数が多かったと評価している。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、多数のイベントが開催されたことが考えられる。
委員	緑地の維持管理はどのように行っているのか。

資料１

県	日常的な維持管理は地元の東浦町が行っており、多目的広場の施設使用料を徴収し、維持管理費に充てている。
委員	事業採択時と比較して事業費が減少している理由はなにか。
県	当初、一部購入土を使用した埋立てを計画していたが、代わりに公共残土を利用することにより事業費の縮減を図った。
委員	事業期間を延長した理由として多目的広場の沈下の補修が挙げられているが、これは埋立てに起因した地盤沈下か。
県	そのように認識している。
委員	同種事業に反映すべき事項として、地盤沈下への対応について記載が必要ではないか。
県	評価調書に追記する。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

以上